

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊座間駐屯地
第441会計隊長 三田 友樹

一般競争契約について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件 名 等	件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
	使用済車両売払い	仕様書のとおり			

(2) 引 渡 期 限 代金納付の日から5日以内 (令和7年3月31日までに搬出)

(3) 引 渡 場 所 陸上自衛隊座間駐屯地

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受」のA, B, C等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)を有する者又は業種資格を有する他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書の承認を受けている者とする。
- (8) 下請負者として承認された者は、入札に参加することができないものとする。
- (9) 下記の書類を令和6年12月9日(月) 15時00分までに提出した者であること(FAX及びメール可)
- ア 資格審査結果通知書(写)
- イ 引取業者及びフロン類回収業者登録通知書(写)
- ウ 解体業及び破砕業許可証(写)
- エ 下請けさせる者は、下請負承認申請書(原本)
- (下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、承認するにあつて下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認をする。確認ができなかった場合は下請負申請を承認しないものとする。)
- 下請負申請確認期間: 申請書到着から令和6年12月11日(水) 15時00分まで
- オ 仕様書に基づく解体及び破砕の作業工程表(様式は随意とし、官側の作業立会時期、解体、破砕の場所の時期も記載する。)
- (10) 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者)

3 契約条項を示す場所 陸上自衛隊座間駐屯地 第441会計隊契約班

(1) 陸上自衛隊座間駐屯地 第441会計隊契約班

(2) 東部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

東部方面会計隊ホームページQRコード→



4 現場説明会・現場確認

現場説明会は実施しない。
現場確認については、個別調整による対応とする。希望日の3日前(土日除く。)に調整すること。
調整先: 業務隊 野竹(ノタケ) 内線2652

5 入 札

- (1) 入 札 日 時 令和6年12月16日(月) 11時00分
- (2) 入 札 会 場 陸上自衛隊座間駐屯地 J-13 3F 小会議室

6 入 札 条 件

- (1) 入 札 書 当隊所定の入札書にて行う。(入札書については、事前に配布する。)
- (2) 入 札 金 額 入札金額は消費税抜き価格とし、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。))をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額で、かつ当隊所定の予定価格を超えかつ最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。落札金額をもって契約金額とする。

8 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金 免 除 但し落札者が契約を結ばない場合、契約金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 契 約 保 証 金 免 除 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

9 違 約 金 等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求するものとする。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収することができるものとする。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎて未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収することができるものとする。

10 入 札 の 無 効

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札金額、入札者住所氏名及び押印等が判明しがたい入札
- (4) 電信、電話、ファックス等による入札
- (5) 入札後、第2項(10)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

11 契 約 書 の 作 成

- (1) 落札者は落札決定後、遅滞なく契約書を作成するものとする。

(2) 適用する条項

ア 「不用物品売払契約条項」

イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」・「暴力団排除に関する特約条項」・「売払い物品の解体に関する特約条項」

- 13 そ の 他
(1) 参 加 意 思 表 示
(2) 委 任 状
(3) 郵便入札について

入札への参加希望者は令和6年12月9日(月)15時00分までに下記連絡先へ意思表示をする。

代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出。

郵便による入札は令和6年12月13日(金)17時00分までに下記宛先まで必着とする。

(発送者の責により到着の確認を実施すること)

なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア 日 時: 令和6年12月18日(水) 11時00分

イ 場 所: 神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地 3F 小会議室

入札参加希望者は事前連絡のうえ、入札開始時間の30分前までに到着後、会計隊へ連絡すること。

車両で来隊される場合: (運転免許証(暗証番号8ケタを控えておくこと)/パスポート等)

車検証、任意保険証、免許以外の本人確認出来る物(保健証等)が必要になります。

徒歩・電車で来隊される場合: 本人確認出来る物(免許証・パスポート等)が必要になります。

〒252-0378 神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地第441会計隊契約班

TEL:046-253-7670(内線2355)

FAX:046-253-7670(内線2359)

メールアドレス: eafin-zama-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

担当 向井

- (4) 入 門 に つ い て

- (5) 連 絡 先

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い		GV-Z001013D	
		防衛大臣承認	
		作 成	平成30年 6月13日
		変 更	令和 6年 3月28日
		作成部隊等名	座間駐屯地業務隊補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊座間駐屯地においてに実施する使用済車両の売払い（以下，“売払い”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2 自動車リサイクル券

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下，“法律”という。）に規定されるリサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3 引取り

法律に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4 解体・破砕

法律に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5 自衛隊等の敷地

陸上自衛隊が活動の拠点とし、車両を使用・整備する施設をいう。

1.2.6 売払い車両

陸上自衛隊が契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕。

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、法律に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両、売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両を引渡された段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類の提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を、解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期す。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合は、損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体は、官側が指定する自衛隊等の敷地内の場所で図1～図6に示す要領によって、官側の立会いのもと実施する。ただし、フレームは、官側が指定する位置だけ切断する。
なお、図1～図6以外の売払い車両の解体は、調達要領指定書によって指定する。
- c) 自衛隊等の敷地において、解体・破砕を実施した場合、廃油などの回収及び使用場所の原状回復を実施する。

- d) 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体を契約の相手方の施設で行うことを官側が認めた場合、当該解体を行う日時などを事前に官側と調整したうえ、契約の相手方の施設において図1～図6に示す要領により、官側の立会いのもと実施する。ただし、フレームは、官側が指定する位置だけ切断する。

なお、図1～図6以外の売払い車両の解体は、調達要領指定書によって指定する。

- e) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3. 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	各1	a)	売払い車両の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{d)} を添付
3	作業工程表			契約締結まで	2.5 ^{d)} によって解体・処分を実施する場合、官側の作業への立会時期を明記する。
4	細部実施要領書 ^{e)}			契約締結後速やかに	—
5	解体証明書 ^{c)}			作業完了後15日以内	様式は、図7による。
6	破砕証明書 ^{c)}				様式は、図8による。

注a) 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

注b) 契約の相手方がフロン回収、解体・破砕の全てを行う場合は、除く。

注c) 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。

注d) 様式は、陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1“入札及び契約心得”別紙様式16-1による。

注e) 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、自衛隊等の敷地において解体・破砕を行うとき、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受ける。

- a) 自衛隊等の敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項
- c) 自衛隊等の敷地において車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体を行う場合、当該作業間の官側の施設及び機材の使用及び借受けに関する事項

排出品の搬出場所は、調達要領指定書によって指定する。

- d) 解体・破砕に必要な水道、電気などの使用に関する事項

4.3 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 売払いの作業は、安全管理に万全を期する。
- b) 契約の相手方は、4.2 c)について官側の安全管理者の指示に従う。

4.4 売払いに関する保全

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知りえた事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに意図としない損傷を与えた場合は、速やかに監督官へ報告し、原状回復を行う。原状回復が困難な場合は、契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、官側の施設で解体・破砕を行う場合、解体・破砕を行うまでに都道府県知事の許可を得なければならない。
- d) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

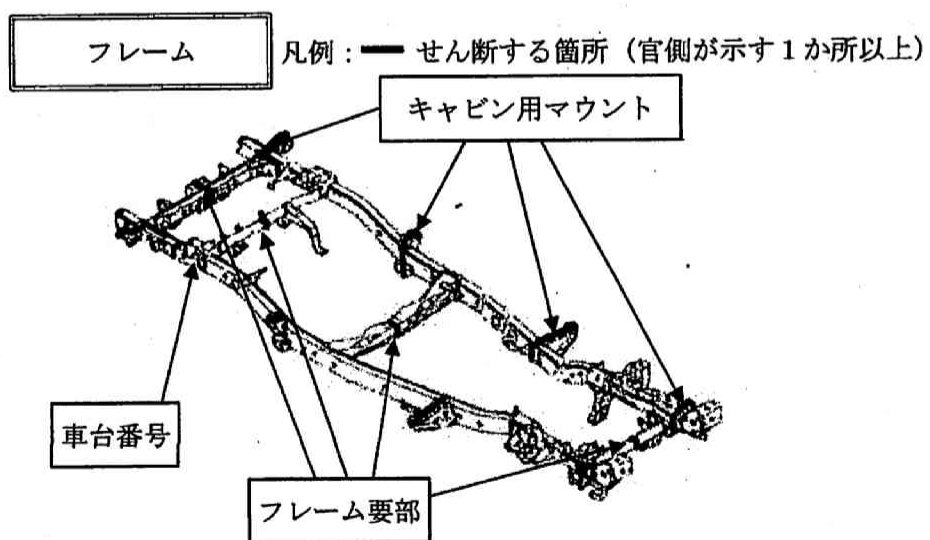
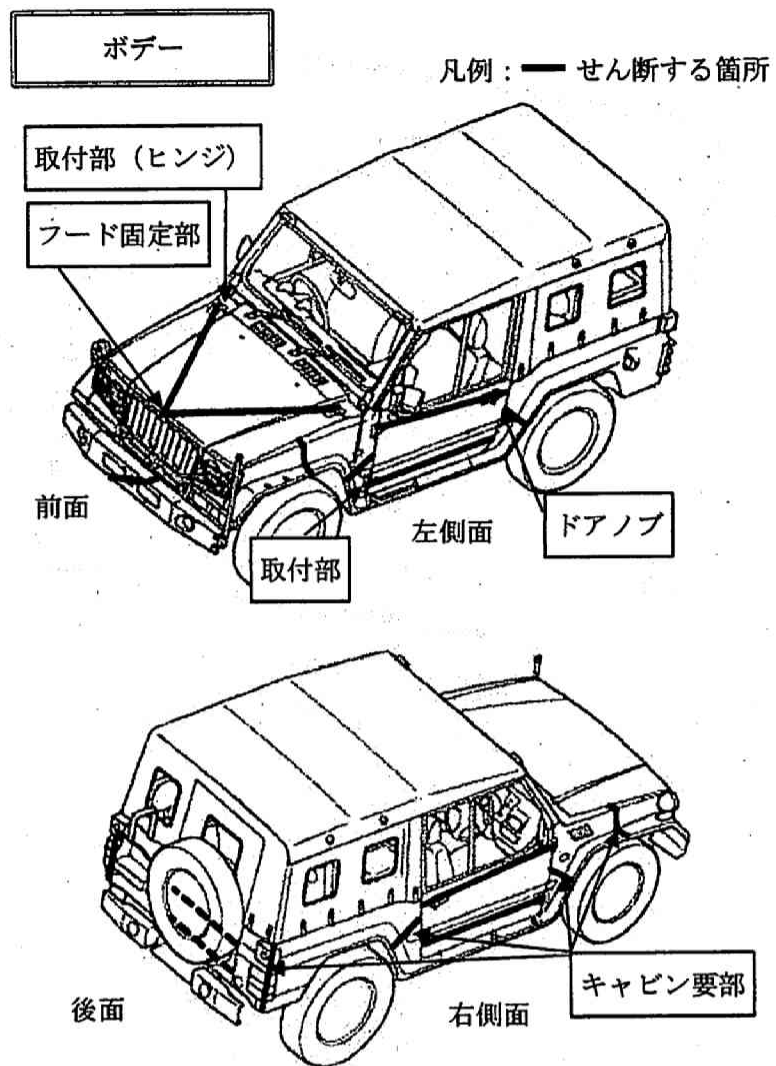
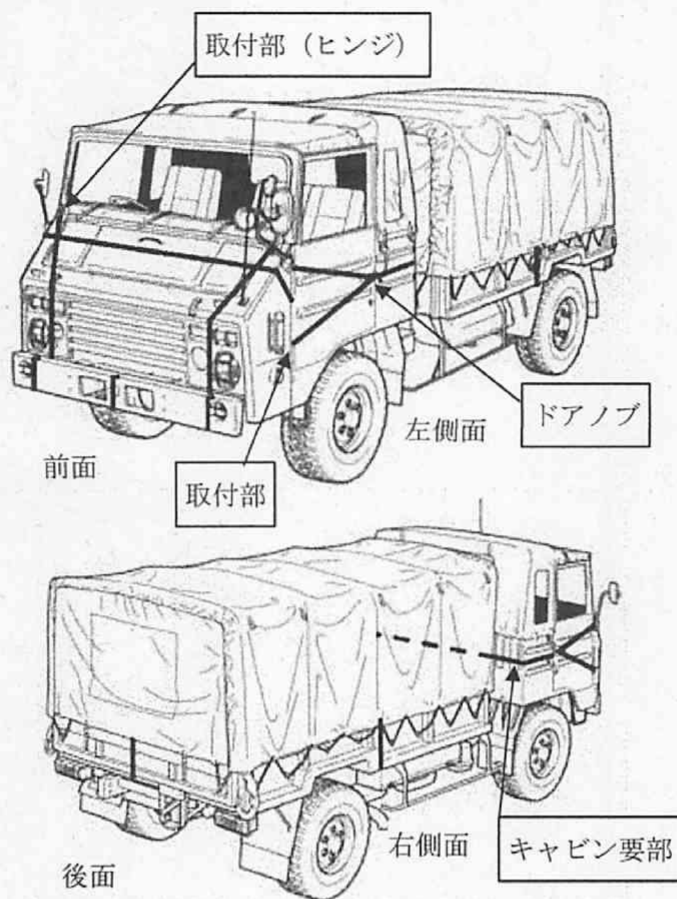


図1—小型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

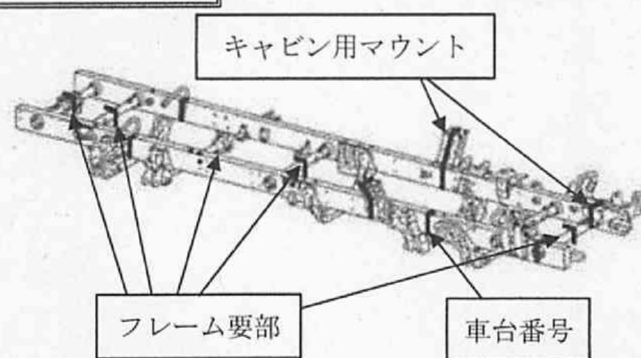
ボデー

凡例：— せん断する箇所



フレーム

凡例：— せん断する箇所 (官側が示す1か所以上)



荷台

凡例：— せん断する箇所

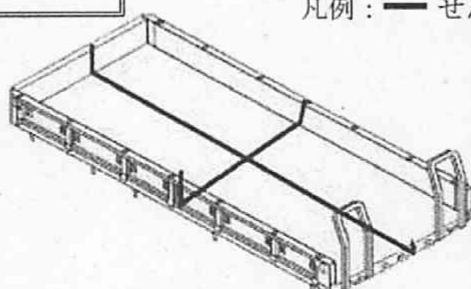
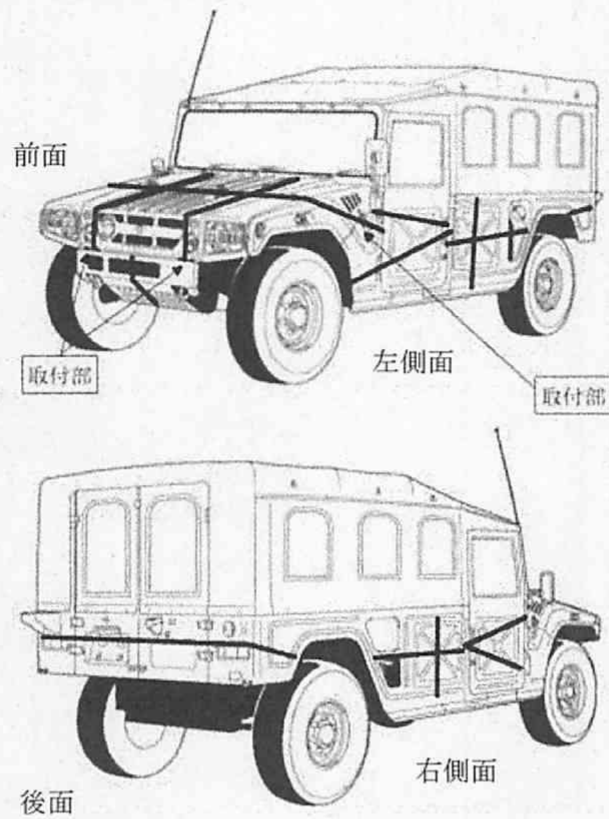


図2-中型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

ボデー

凡例：—— せん断する箇所



フレーム

凡例：—— せん断する箇所（官側が示す1か所以上）

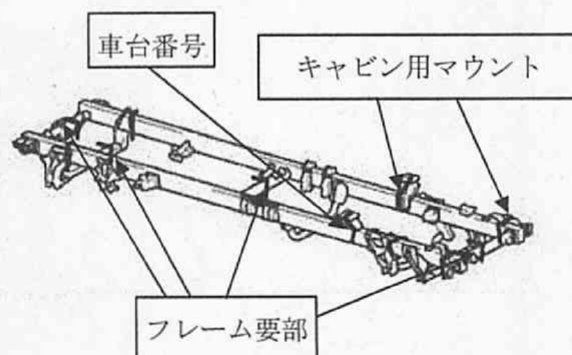
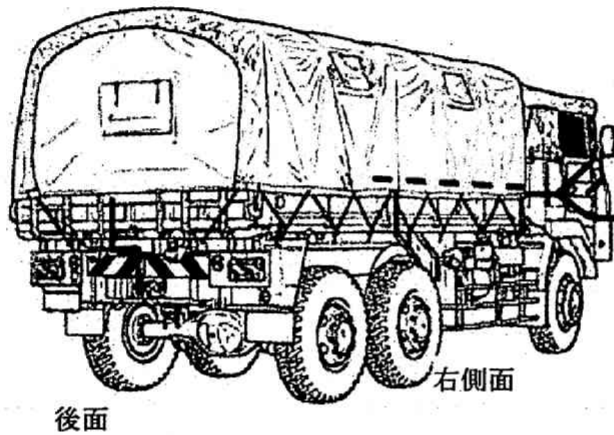
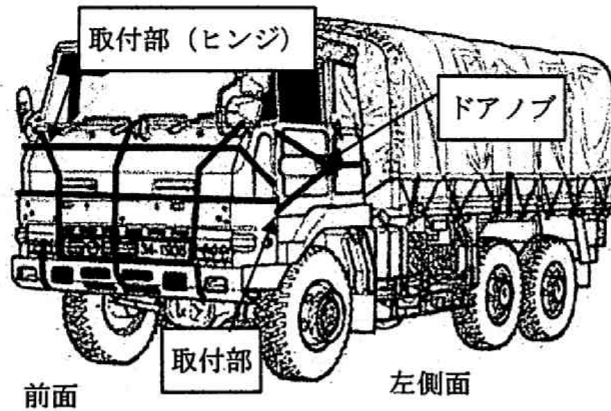


図3—高機動車外装部品及びフレームの解体・破碎図

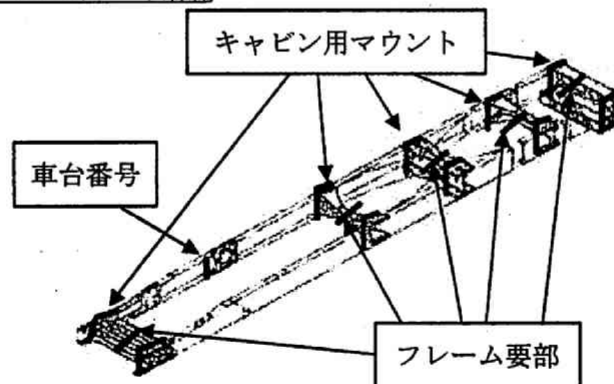
ボデー

凡例：— せん断する箇所



フレーム

凡例：— せん断する箇所（官側が示す1か所以上）



荷台

凡例：— せん断する箇所

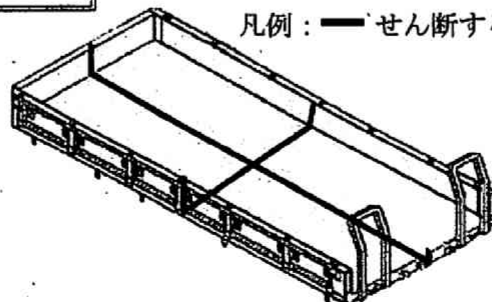
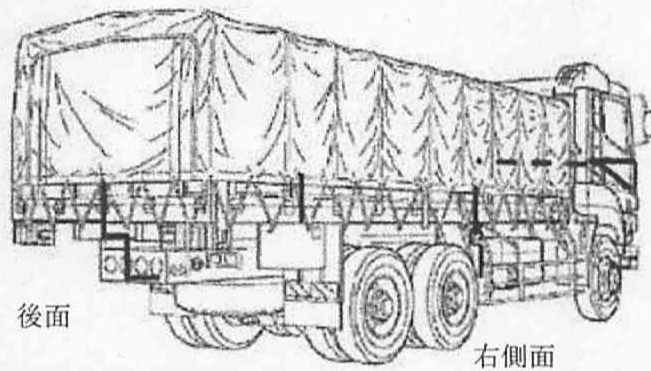
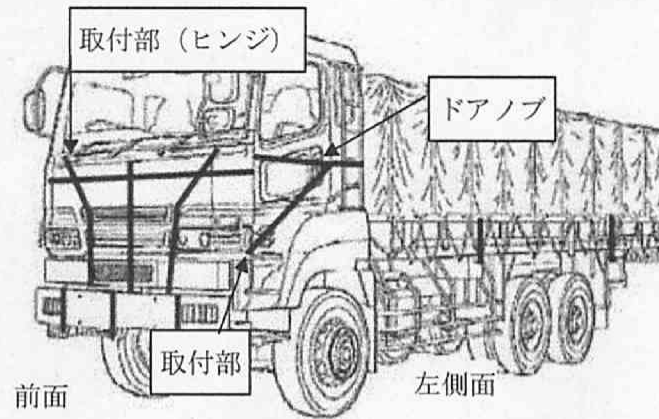


図4-大型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

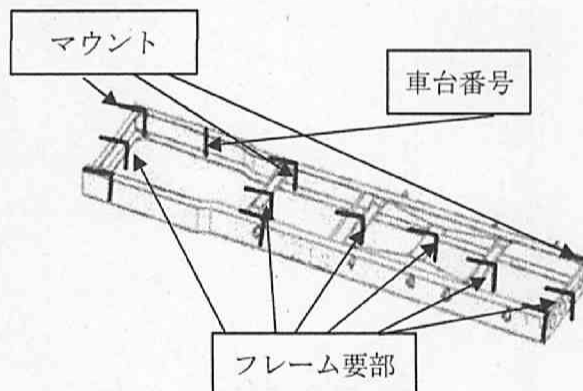
ボデー

凡例：— せん断する箇所



フレーム

凡例：— せん断する箇所（官側が示す1か所以上）



荷台

凡例：— せん断する箇所

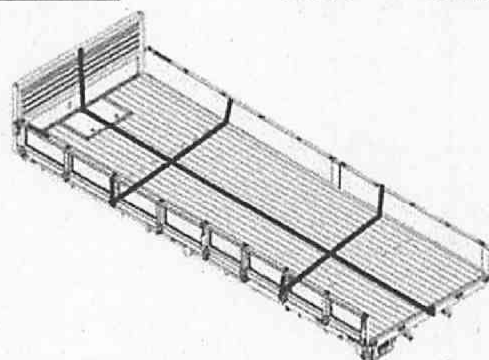
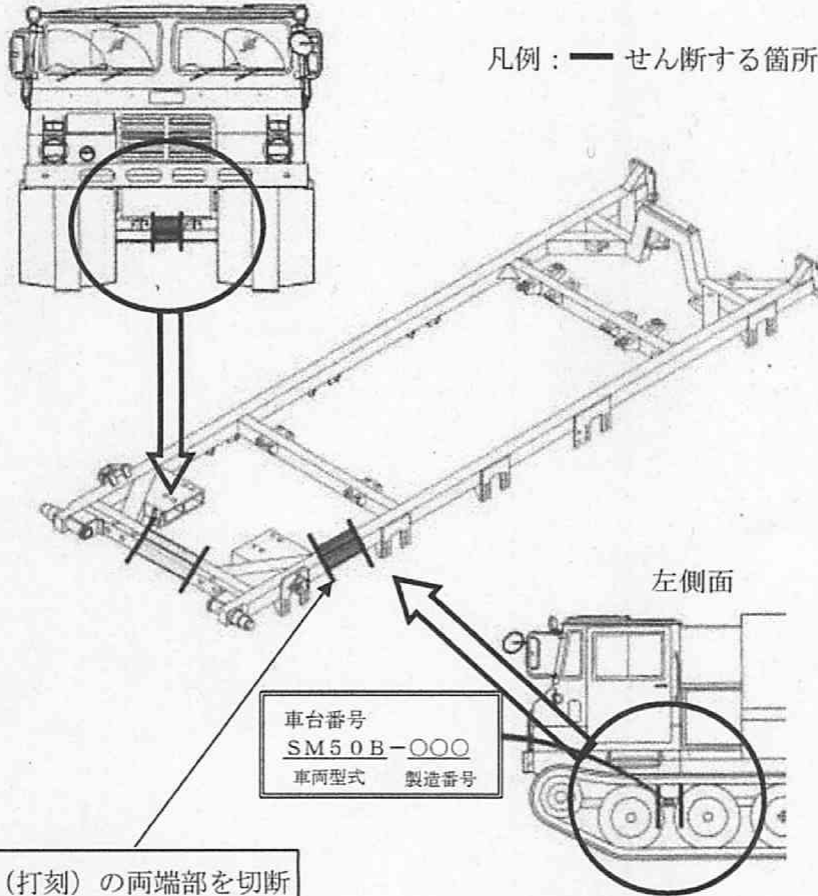


図5—特大型トラック外装部品及びフレームの解体・破碎図

フレーム

前面

凡例：— せん断する箇所



左側面

図6—雪上車外装部品及びフレームの解体・破碎図

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇
- 6 現地確認実施者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇

※ 解体実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）

※ 証明書提出立会者の欄は、官側において解体証明書の提出を受けた者が自署

※ 現地確認実施者の欄は、外装部品及びフレームの解体に立ち会った者が自署

図7－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇
- 6 現地確認実施者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇

- ※ 破碎実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）
- ※ 証明書提出立会者の欄は、官側において破碎証明書の提出を受けた者が自署
- ※ 現地確認実施者の欄は、外装部品及びフレームの解体に立ち会った者が自署
- ※ 破碎には、電炉等における溶解を含む。

図8－破碎証明書の様式

調達要領指定書	調達要求番号	売払要求番号第4号
	調達要求年月日	令和6年10月17日
	作成部隊	座間駐屯地業務隊補給科
	作成年月日	令和6年10月7日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013D	

指定事項

1 総則

座間駐屯地における使用済車両売払いにおける要領について指定する。

1.1 使用済車両売払い予定車両

細部は別紙に記載

番号	品名	形式	単位	数量	備考
1	81式自走架柱橋	TB3-81	台	1	
2	81式自走架柱橋	TB3-81	台	1	
3	81式自走架柱橋	TB3-81	台	1	
4	中型セミトレーラ	TL224	台	1	

1.2 現地（物）確認

車両解体作業に関する、現地（物）確認は、公告掲載期間の平日0830から1630までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする7日前までに契約担当官に対し通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

1.3 代金の引き渡し

解体作業等の5日以内に納付する。納付以降、各作業を開始する。

（6年度における納付については、令和7年3月31日をこえてはならない。）

2 売払に関する要求

2.1 一般的要求

仕様書（GV-Z001013D）に定めるとおりとする。

2.1.1 提出書類

仕様書（GV-Z001013D）の4.1に示す書類を提出する。

- 受領書・・・・・・・・・・座間駐屯地業務隊補給科補給班
- 下請負承認申請書・・・・・・・・第441会計隊契約班
- 作業工程表・・・・・・・・・・座間駐屯地業務隊補給科補給班
- 細部実施要領・・・・・・・・・・座間駐屯地業務隊補給科補給班
- 解体証明書・・・・・・・・・・座間駐屯地業務隊補給科補給班
- 破砕証明書・・・・・・・・・・座間駐屯地業務隊補給科補給班

2.1.2 関連企業確認

契約相手方について、関連企業と同作業をする場合については、関連企業を含む名簿提出とする。

2.2 引き渡し

車両解体作業における引渡しは、座間駐屯地内の使用済車両置場とし、1.2による確認時、その

時期・場所を決定する。

2.2.1 車両の解体・処分

陸上自衛隊仕様書（GV-Z001013D）に示す、2.5（b）の解体場所は、受注者、又は委託する下請解体事業所が所在する場所とする。

2.2.2 仕様書（GV-Z001013D）に記載されていない車両の解体

1.1に記載してある番号4の中型セミトレーラについては、フレーム要部の切断、車台番号の刻印がある場所を切断する。

2.2.3 作業確認

写真による記録を必要とする際、当該作業状況を写真により記録する。この他、官側（監督官）が撮影による記録を必要とした場合はこれに応じるものとする。

3 その他の指示

3.1 提出書類

仕様書（GV-Z001013D）の4.1に示すとおりとし、遅滞なく届出るものとする。遅滞した場合には、契約相手側の補償のもと当該書類の引継ぎ行為を行う。

3.2 官側の確認

1.2における確認時、作業開始から鉄屑回収までの作業工程の概案を通知する。この際、通知した解体作業できる車両数及び作業時間については変更してはならない。

3.3 売払いに関する保全

駐屯地内に関する保全のため、作業場所以外の立ち入り（許可を得た場所以外立入禁止）や写真撮影は禁止する。作業の一時中断においても同様とする。

3.4 調整先

- a) 契約（書類関連）に関する調整、第441会計隊契約班
- b) 解体作業（実務）に関する調整、座間駐屯地業務隊補給科補給班

内 訳 表

品 名	中型セミトレーラ	81式自走架柱橋（車体部）			合計 [Kg]
車 番	73-0477	77-1137	77-1139	77-1142	
型 式	TL224	TB3-81	TB3-81	TB3-81	
車体番号	TL224-040	FW419M-520089	FW419M-520091	FW419M-520094	
リサイクル番号	無	1204-0008-4207	1204-0008-4214	1204-0008-4225	
エアバック有無	無	有	有	有	
エアコン有無	無	有	有	有	
鉄屑（特級）	5189	2150	2150	2150	11639
鉄屑（1級）	91	581	581	581	1834
鉄屑（2級）	209	185	185	185	764
鉄屑（級外）	4	4	4	4	16
鉄屑（鋳物）	179	5991	5991	5991	18152
銅（並）	8				8
銅（下）	1	37	37	37	112
黄銅屑（雑）	2	35	35	35	107
電池鉛		70	70	70	210
アルミ合金	4	254	254	254	766
ゴム	403	833	833	833	2902
ガラス		48	48	48	144
未価値品	515	935	935	935	3320
備 考					39974